

(補足説明資料)

平成29年6月

京都市会事務局

京都市会基本条例の一部改正について

京都市会基本条例について、次のとおり、その一部を改正しました。

1 改正内容

京都市会が議決すべき事件として、次のものを新たに追加しました。

- 通称を命名する権利（ネーミングライツ）の付与の対象とする施設を定めること
 - ※ 重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる重要な公の施設に限る。
 - ※ 当該施設の一部を対象とする場合を除く。

2 施行日等

平成29年5月30日可決

同年6月9日施行

(参考) 条例改正に係る経過

各会派の代表者からなるネーミングライツ検討会議（平成29年4月24日設置）において、ネーミングライツに関する議会の関与の在り方について検討を行い、その検討結果に基づき、条例改正案を提出し、全会一致で可決しました。



京都市会マスコットキャラクター
またきち マタリーヌ